

商標審査基準たたき台（案）（4条1項16号、9条、その他）

商標法4条1項16号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 352 808 379">十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認）</p> <div data-bbox="192 384 1115 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="230 403 927 430">商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="181 491 1122 555">1. 「商品の品質又は役務の質（以下本号において、「商品の品質等」という。）」について</p> <p data-bbox="215 560 1122 695">(1) 「商品の品質等」とは、商品若しくは役務の普通名称、若しくは商品若しくは役務について慣用されている商標が表す品質若しくは質又はこの基準第1の五（第3条第1項第3号）の1. にいう「商品又は役務の特徴等」が表す品質若しくは質をいう。</p> <p data-bbox="215 700 1122 799">(2) 商標構成中に、商品の品質等を表す文字等を有する場合であっても、全体として商品の品質等として認識できない場合には、商品の品質等を表さないと判断する。</p> <p data-bbox="215 1082 1122 1181">特に、商標構成中に外国の国家名を有する場合には、既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合にかぎり、商品の品質等を表さないと判断する。</p>	<p data-bbox="1144 352 1771 379">十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認）</p> <div data-bbox="1155 384 2078 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="1193 403 1890 430">商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="1155 491 1245 518">(新設)</p> <p data-bbox="1155 700 1245 727">(新設)</p> <p data-bbox="1155 799 2085 1069">3. 国家名・地名等を含む商標であって、それが指定商品又は指定役務との関係上、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国若しくは当該地以外の国若しくは地で生産・販売される商品について使用されるとき、又は当該国家又は当該地名等によって表される特質を持った内容の役務若しくは当該国・地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。</p> <p data-bbox="1167 1074 2085 1279">特に、外国の国家名を含む商標である場合には、その外観構成がまとまりよく一体に表されている場合又は觀念上の繋がりがあがる場合（既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合を除く。）であっても、原則として、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものとして、本号の規定を適用するものとする。</p> <p data-bbox="1167 1284 2085 1348">ただし、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでないものとする。</p> <p data-bbox="1167 1353 2085 1417">(イ) 被服に係る商品において、商標中に「イギリス」の文字を含み、指定商品が「イギリス製の洋服」の場合</p>

(例) 外国の国家名を有する場合

①商品の品質等を表すと判断する場合

商品「時計」について、商標「SWISSTEX」

(解説) 既成語の一部ではないため、国家名としての「**スイス連邦**」**スイス**を認識させる。

②商品の品質等を表さないと判断する場合

商品「薬剤」について、商標「コロシウム」

(解説) 既成語の一部のため、国家名としての「**ロシア連邦**」**ロシア**を認識しない。

2. 「誤認を生ずるおそれ」について

(1) 「誤認を生ずるおそれ」とは、商標が表す商品の品質等を有する商品の製造、販売又は役務の提供が現実に行われていることは要せず、需要者がその商品の品質等を誤認する可能性がある場合をいう。

(2) 「誤認を生ずるおそれ」の有無は、商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が関連しているか否か、及び商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が有する品質又は質が異なるか否かにより判断する。

(例1) 本号に該当する場合

商品「野菜」について、商標「JPOポテト」

(解説) この場合、商標が表す商品の品質は、「普通名称としてのじゃがいも」であることから、指定商品「野菜」とは関連する商品であり、また、指定商品中「じゃがいも以外の野菜」が有する品質とは異なることから、本号に該当すると判断する。

なお、指定商品「じゃがいも」と、商品の品質等の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでない。

(例2) 本号に該当しない場合

(ロ) 飲食物の提供に係る役務において、商標中に「フランス」の文字を含み、指定役務が「フランス料理の提供」の場合

なお、商標中に単に付記的に用いられている商品の産地・販売地又は役務の質を表す国家名、地名等の文字は、補正により削除することができるものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

(例) 該当する例

「SWISSTEX」 指定商品 第14類 時計

<備考> 「SWISS」の文字は「スイス国」を認識させる。

該当しない例

「どどいつ」 指定商品 第11類 浴槽

<備考> 「どどいつ」の文字は「都々逸」を認識させる。

1. 「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」とは、その品質又は質がその商品又は役務に現実に存在すると否とを問わず、その商品が有する品質又は役務が有する質として需要者において誤認される可能性がある場合をいう。

(新設)

① 商品「自転車」について、商標「JPOポテト」

(解説) この場合、商標が表す商品の品質である「普通名称としてのじゃがいも」とは関連しない指定商品「自転車」であることから、本号に該当しないと判断する。

② 商品「イギリス製の洋服」について、商標「JPOイギリス」

(解説) この場合、商標が表す商品の品質である「生産地としてのイギリス」と指定商品が有する品質が一致していることから、本号に該当しないと判断する。

③ 役務「フランス料理の提供」について、商標「JPOフランス」

(解説) この場合、商標が表す役務の質である「料理の内容としてのフランス」と指定役務が有する質が一致していることから、本号に該当しないと判断する。

(3) 商標中に、商品の品質等又は役務の質を表す文字等を有する場合であっても、出願に係る商標が、出願人の店舗名、商号、屋号等を表すものとして**需要者に広く認識され、複数の商品又は役務について使用されることが明らかな場合であって、かつ、取引者・需要者が商品の品質等を誤認するおそれがないと認められるときには、本号に該当しないものとして判断する。**

3. 商標中に商品の品質等を保証するような文字、図形等がある場合

商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇グランプリ受賞」等の博覧会の賞等を受賞した文字・図形等がある場合に、当該博覧会等が4条1項9号の定める基準に該当しないときは、商品の品質等を表すものとして、博覧会の賞等を受賞した事実の立証を求め、立証されないときは、本号に該当すると判断する。

4. 地域団体商標について

地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質等の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号に該当すると判断する。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質等の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでない。

① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇(地域の名称)産の△△(商品名)」とする。

(新設：「日本弁理士会」より)

4. 商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇大臣賞受領」等商品の品質又は役務の質を保証するような文字、図形等の標章があるときは、その事実の立証を求め、立証されないときは、第4条第1項第9号を理由として拒絶するものを除き、本号の規定を適用するものとする。

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇(地域の名称)産の△△(商品名)」とする。

② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」とする。

③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」とする。

④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載されている場合において、需要者がその商品について〇〇産の商品、又は、主に〇〇産の□□（原材料名）を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

5. 付記的部分の補正について

付記的部分の補正については、本基準第13（第16条の2及び第17条の2）

1. (2)(P)参照

(削除)

② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」とする。

③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」とする。

④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載されている場合において、需要者がその商品について〇〇産の商品、又は、主に〇〇産の□□（原材料名）を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

5. 商標の付記的部分に「JIS」、「JAS」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字又は記号があるときは、これらの文字等が補正により削除されない限り本号の規定を適用するものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

2. 指定商品又は指定役務との関係上、品質又は質の誤認を生ずるおそれのある商品又は役務に対して拒絶理由の通知をした場合において、品質又は質の誤認を生じない商品又は役務に補正したときは、要旨を変更しない限り、その補正を認めるものとし、要旨を変更するときは、その補正を却下するものとする。

商標法9条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p>第9 第9条（出願時の特例）</p> <p>第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。</p> <p>2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。</p>	<p>第9 第9条（出願時の特例）</p> <p>第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。</p> <p>2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。</p>
<p>1. 「博覧会」については、この基準第3の八（第4条第1項第9号）の1を準用する。</p> <p>（参考）この基準第3の八（第4条第1項第9号）の1 たたき台案</p> <p>1. 「博覧会」について</p>	<p>1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。</p>

「博覧会」には、博覧会の名称を冠するものに限らず、例えば見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したものも含む。

2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について

「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号（下記参照）において示されており、これに適合するか否かにより判断する。

同告示下記一及び二の判断については、この基準第3 八、第4条第1項第9号 2. (1)及び(2)を準用する。

平成24年特許庁告示第6号（要件部分抜粋）

「一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。」

「二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同項（注）の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。」

「三 日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。」

（注）同項は、商標法第9条1項を表す。

（参考）この基準第3 八、第4条第1項第9号 2. (1)及び(2) たたき台案

(1) 上記一について

博覧会等の名称を冠した場合であっても、その目的が、単なる商品販売の一環としての百貨店や小売店等による各種の商品の即売会や絵画又は美術品等の展示会は、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(2) 上記二について

例えば、以下(ア)ないし(ウ)の場合には、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(ア) 「開設地及び開設期間」について、(i)博覧会の開設会場の収容人数が極めて少ない場合、(ii)開催地が交通不便な地域である場合、あるいは(iii)

2. 本条第1項でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」及び「パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」（平成24年特許庁告示第6号）に適合するかどうかにより判断するものとする。

- (1) 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
- (2) 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本項の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。
- (3) 日本国において開催される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。

交通不便とはいえない地域であっても、例えば山岳地等の開催地であって季節によっては交通不便となる期間に開催する場合。

(イ) 「出品者及び入場者の資格」について制限を設けている場合。ただし、開設の目的、会場の規模その他正当な理由による場合は除く。例えば、(i) 博覧会の出品物が「たばこ」「アルコール飲料」等であって、それらを展示し公衆の観覧及び購買する場合に入場者の年齢に制限を設ける場合、及び(ii) 開設会場が相当程度の収容人数がある場合であっても、入場者の安全性・利便性等を考慮して一定程度の制限を設ける場合等。

なお、出品者又は入場者から出品料又は入場料を徴収することは制限には当たらないものとする。

(ウ) 「出品者数」、「出品物の種類及び数量」について、博覧会の出品者数が極めて少ない場合又は限定されている場合のように、一般公衆への公開及び展示に供されることを目的とするものとは到底いえない場合。

3. 証明書について

第9条第1項に基づく出願時の特例の主張に当たって、出品又は出展した事実の証明は、例えば、次のような証拠方法によることができる。

- (1) 博覧会開設者による出願人の出品（出展）証明書
- (2) 博覧会への出品又は出展を示すパンフレット

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

(新設)

第18 その他

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
(拒絶理由の通知に関する記載のため、第15条の2へ移行)	1. 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする(その中には、例えば第6条に基づく拒絶の理由も含まれるものとする。)
(同上)	2. 第6条に基づく拒絶の理由に応答して商品等の説明のみを内容とする意見書等が提出された場合であっても、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、本基準第5(第6条)の5.による補正を指示することなく、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。
(方式的事項のため削除)	3. 代理人を解任せず新たに他の代理人を追加委任したときは、書類は、新たな代理人にあて送付するものとする。ただし、前の代理人にあて送付してもらいたい旨の申出があったときは、この限りでない。
(削除)	4. 第4条第1項第11号等の審査においては、手続の補完がされた商標登録出願については、第5条の2第4項により手続補完書を提出した日が商標登録出願の日と認定されていることに充分留意するものとする。
<u>1. 第11条4項及び12条2項(出願の変更)における「査定等が確定した」時について</u>	5. 第11条及び第12条に規定する「査定・・・が確定した」時とは、登録査定にあつては登録査定謄本の送達があつた時とする。
「査定・・・が確定した」時とは、登録査定にあつては登録査定謄本の送達があつた時とする。	
<u>2. 同一人が同一の商標について、すべての商品又は役務表示が同一の出願をした場合について商標法の趣旨違背について</u>	6. 同一人が同一の商標について同一の商品又は役務を指定して重複して出願したときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、先願に係る商標が登録された後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。商標権者が登録商標と同一の商標について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。
(1) 同一人が同一の商標(縮尺のみ異なるものを含む。)について、その指定する商品又は役務がすべて同一の出願をしたと認められるときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、先願に係る商標が登録された後、後願について「商標法第3条第1項柱書商標法制定に反する。」との拒絶の理由を通知するものとする。との理由により、拒絶をするものとする。	
(2) 商標権者が登録商標と同一の商標(縮尺のみ異なるものを含む。)について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。	
	7. 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づ

(3) 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づく権利を有する者から同一の登録防護標章について**その指定する商品又は役務がすべて同一の重複して2以上の**防護標章の更新登録出願があったときは、~~先願に係る存続期間更新の登録がされた後、~~後願について「**商標法第64条第1項及び第2項商標法制定に反する。**」との拒絶の理由を通知するものとする。~~との理由により、拒絶をするものとする。~~

く権利を有する者から同一の登録防護標章について重複して2以上の防護標章の更新登録出願があったときは、先願に係る存続期間更新の登録がされた後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。

4. パリ条約による優先権の主張を伴う商標登録出願について

(1) 優先権主張について

優先権の主張が適正か否かは、以下(ア)から(ウ)の要件を満たすものと認められる場合には、適正であると判断する。

(ア) 優先権主張を伴う商標登録出願の出願人が、優先権証明書に示された出願人と同一人又はその承継人であること (パリ条約4条A(1))

(イ) 優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書に記載された商標が一致すること

(ウ) 優先権主張を伴う商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の全部又は一部が優先権証明書に示された指定商品又は指定役務に含まれていること

(2) 優先権主張を伴う商標登録出願の効果

優先権の主張が適正であると認められるときは、以下の規定の適用にあたり、当該商標出願が第一国出願の時にされたものとして取り扱う。(以下、この第一国出願の日を「優先日」という)。

(ア)第4条1項11号(先願に係る他人の登録商標)

(イ)第8条(先願)

また、第4条3項の規定における「商標登録出願の時」は、優先日で判断する。

(ア)第4条1項8号(他人の氏名又は名称)

(イ)第4条1項10号(他人の周知商標)

(ウ)第4条1項15号(商品又は役務の出所の混同)

(エ)第4条1項17号(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)

(オ)第4条1項19号(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標)

(新設：商標審査便覧から)